



資料編

I. 第6次大桑村総合計画策定経過

時 期	内 容
令和4年度	10月7日 委託業務契約締結
	11月1日～11月15日 アンケート調査票内容確認
	11月21日～12月22日 小学校5・6年生、中学生アンケート依頼及び回収 (小中学校へ依頼)
	11月30日～1月20日 住民アンケート配付及び回収 (業者委託) 対象 1,650人
	11月15日～2月28日 第5次後期基本計画達成状況調査(庁内) (依頼～ヒアリング)
令和5年度	5月12日 委託業務契約締結
	5月25日～6月23日 検討委員推薦依頼及び公募
	7月19日 審議会委員任命推薦
	7月19日 第1回大桑村総合計画策定検討委員会開催 (全体会)
	7月25日～27日 地区懇談会開催 (中部 25日、野尻 26日、須原 27日)
	7月26日 SDGsに関する職員説明会開催
	8月22日 第2回大桑村総合計画策定検討委員会開催 (部会) (全4部会)
	9月1日 第2-2回大桑村総合計画策定検討委員会 開催(部会) (振興部会)
	10月2日 第2-2回大桑村総合計画策定検討委員会 開催(部会) (総務部会)
	10月26日 第3回大桑村総合計画策定検討委員会開催 (部会) (全4部会)

時 期	内 容
令和5年度	11月8日 第4回大桑村総合計画策定検討委員会開催(全体会)
	11月27日 第4-2回大桑村総合計画策定検討委員会開催(部会)(社会部会・振興部会)
	2月29日 第5回大桑村総合計画策定検討委員会開催(全体会・部会)(全4部会)
	12月18日 第1回大桑村総合計画審議会開催(諮問)
	1月15日～2月2日 総合計画基本構想案についての意見公募(パブリックコメント)の実施
	3月7日 第2回大桑村総合計画審議会開催
	3月11日 大桑村総合計画審議会による答申
	3月11日 第5-2回大桑村総合計画策定検討委員会開催(部会)(振興部会)
	3月14日 村議会にて提案、可決
	4月23日 第6回大桑村総合計画策定検討委員会開催(全体会)

2. 第6次大桑村総合計画検討委員会名簿

委員長：羽根田 勉 副村長

副委員長：野知里 浩寿 教育長

氏名	所 属	備考
河合 育	一般公募	総務
志波 英利	一般公募	総務
大前美咲枝	一般公募	社会
鈴木 明子	一般公募	振興
田中 正喜	一般公募	教育
高樋健一郎	大桑村公民館 須原分館	総務
常盤井博幸	大桑村公民館 西分館	教育
藤原 道廣	大桑村公民館 和村分館	社会
田中 俊司	大桑村公民館 大島分館	振興
吉田 良次	大桑村公民館 殿分館	総務
矢子 義彦	大桑村公民館 野尻分館	社会
新井 広司	大桑村公民館 野尻向分館	振興
山本 由幸	大桑村教育委員会	教育
原田 弘恵	大桑村農業委員会	振興
高山 俊彦	大桑中学校	教育
長谷川松実	大桑小学校	教育
杉村 優司	大桑中学校 P T A	教育
北川 奈美	大桑小学校 P T A	教育
古根 将	大桑保育園保護者会	教育
北川千恵美	大桑村社会福祉協議会	社会
後藤かおり	大桑村交通安全協会	社会
下起 学	大桑村商工会	振興
桶野 直紀	大桑村観光協会	振興
糸魚川光弘	木曾農業協同組合南部支所	振興
長岡 功	木曾南部森林組合	振興
瓜尾美佐子	大桑村議會議員	教育
勝野 清子	大桑村議會議員	総務

氏名	所 属	備考
坂家 重吉	大桑村議會議員	振興
清水 芳昭	大桑村議會議員	社会
洞野 宏	大桑村議會議員	教育
戸前 寿乃	大桑村議會議員	社会
纓纓 悠乃	大桑村議會議員	振興

役場職員

委員氏名	役 職	参加部会
中田 陽一	総務課長	総務
鈴木 昌司	議會事務局長	総務
奥原 有紀	総務係長	総務
塚本 公志	企画財政係長	総務
小垣外 崇	危機管理係長	総務
松尾 嘉亮	住民課長	社会
勝野 英一	福祉健康課長	社会
赤岩 令子	課長補佐兼福祉係長	社会
藤山 裕子	課長補佐兼税務係長	社会
高橋 恵子	住民係長	社会
藤原 ちよ	保健係長	社会
上田 輝幸	建設水道課長	振興
山田 哲也	産業振興課長	振興
沼田 広明	課長補佐兼建設係長	振興
下野 憲一	上下水道係長	振興
原 忠司	商工觀光係長	振興
金澤 謙吾	農林係長	振興
輿野 敦	教育次長	教育
坂岩 栄司	会計管理者	教育
平中 和司	図書館長	教育
田口 美穂	生涯學習係長	教育
内山 里美	子ども教育係長	教育
杵本 智生	会計係長	教育

3. 第6次大桑村総合計画審議会名簿

氏名	所属及び役職
鈴木 武	大桑村議會議長
瓜尾美佐子	大桑村議會副議長
勝野 清子	大桑村議會総務社会常任委員長
坂家 重吉	大桑村議會經濟建設常任委員長
大前 信雄（審議会長）	大桑村公民館長
白木 正（会長職務代理）	大桑村教育長職務代理者
東野 幸夫	大桑村農業委員會長
高山 俊彦	大桑中学校長
小林 孝基	大桑小学校長
大脇 茂晃	大桑中学校 P T A 会長
向井 希芳	大桑小学校 P T A 会長
高樋 友也	大桑保育園保護者会長
松谷 学	大桑村消防団長
向井 文男	大桑村社会福祉協議会長
下野 昌弘	大桑村交通安全協会会长
半坂 純孝	大桑村商工会長
櫻井 秀夫	大桑村觀光協会会长
糸魚川光弘	木曾農業協同組合南部支所長
長岡 功	木曾南部森林組合 理事

4. 大桑村総合計画審議会設置条例

平成4年6月30日条例第14号

大桑村総合計画審議会設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。）第138条の4の規定に基づき、大桑村総合計画審議会（以下「審議会」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 村長の諮問に応じ、村の総合計画に関し必要な調査、審議及び提言を行うため、審議会を設置する。

(組織)

第3条 審議会は、委員30名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が任命する。

- (1) 村議会の議員
- (2) 村教育委員会の委員
- (3) 村農業委員会の委員
- (4) 各種団体を代表する者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 村長が適当と認めた者

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、村職員のうちから村長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は村長が定める。

附 則

この条例は、平成4年7月1日から施行する。

5. 大桑村総合計画策定検討委員会設置規程

平成15年4月30日訓令第3号

改正

平成18年9月29日訓令第2号

平成19年3月19日訓令第1号

平成25年3月21日訓令第1号

大桑村総合計画策定検討委員会設置規程

大桑村総合計画策定検討委員会設置規程（平成4年訓令第2号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 大桑村総合計画の原案を作成するため、大桑村総合計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副村長、副委員長は教育長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 住民のうち公募によるもの 10人以内

(2) 村長が指名する者 30人以内

(3) 係長以上の職にある職員

4 村長は、特に必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の職員を委員に指名することができる。

（職務）

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

（部会の構成）

第5条 委員会に総務、社会、振興、教育部会を設け、総務部会は総務課、社会部会は住民課、福祉健康課、振興部会は産業振興課、建設水道課、教育部会は教育委員会が担当する。

2 部会長及び部会の構成員は委員長が指名する。

3 係長以上の職にある職員は、必要に応じて各部会に出席することができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、総務課企画係が行う。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成15年5月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日訓令第2号）

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月19日訓令第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成25年3月21日訓令第1号）

平成25年4月1日から施行する。

6. 大桑村基本構想の策定等を議会の議決とすべき事件として定める条例

平成25年3月21日条例第3号

大桑村基本構想の策定等を議会の議決とすべき事件として定める条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、大桑村における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止を議会の議決すべき事件として定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。